

答 申 第 8 4 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 6 年 9 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 6 年 2 月 26 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「ロータリーエンジン車の課税誤りに関し、責任者の人事上の処分、還付に係る手数料や費用等について分かる全ての文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 3 月 7 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 本件対象公文書及び本件非開示情報

本件審査請求の対象となっている文書は、実施機関が特定した文書のうち、「自動車税種別割の課税誤り及び還付に係るお詫び文書等について（伺い）」（以下「本件対象公文書」という。）である。

このうち、実施機関が非開示とした情報であって、審査請求人が開示を求めている情報（以下「本件非開示情報」という。）は、還付対象車両の登録番号である。

4 審査請求の理由

審査請求書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると概ね次のとおりである。

実施機関が還付対象者の氏名、住所及び還付対象車両の登録番号を非開示としたことは、還付対象車両のこれまでの所有者（個人・法人・自動車販売事業者等）を不明にし、還付対象者が本当に納税者であるかの確認をできなくするものである。実施機関は、単に個人に関する情報であるという理由だけでこれらの情報を非開示としているが、県には自らが犯したミスを解消し、経過を含めて県民に説明する責任があるにもかかわらず、この決定は説明責任を回避し、自分たちのミスを隠そうとするものであり許しがたい。

氏名と住所は仕方がないとしても、登録番号は車両のナンバープレートに掲示されていてすでに公になっており、また、現在は登録番号だけでは運輸局に問い合わせても所有者の氏名などの情報を得ることはできないのだから、開示されるべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

本件非開示情報については、本件対象公文書で開示した他の情報、特に郵便番号と照合した場合、郵便番号から割り出した地域へ赴き、該当の車両を探すことで現在の所有者を特定することができるため、条例第 7 条第 2 号に該当するとして非開示とした。

所有者が法人の場合も、同様に特定の法人を識別することができ、一般には知られていない還付対象者であることや課税されている事実、課税額が分かるほか、報道提供された情報などと組み合わせると納付済額も明らかとなる。これらは法人の財務状況に密接な関係を有する事項であり、開示された場合、法人の経営上の秘密を明らかにすることとなり、法人の競争上の地位または正当な利益を害すると言えるため、条例第7条第3号に該当するとして非開示とした。なお、還付対象車両には事業を営む個人が所有する事業に関する車両が含まれている可能性があるが、その場合も所有者が法人の場合と同じ理由により非開示となると考える。

また、税情報は、地方税法で秘密漏えいに関する罪が規定されているほどプライバシー・機密性が高い情報であり、個人や法人の税の延滞情報に結び付く可能性がある以上、登録番号は非開示にすべきものである。

なお、審査請求人は還付に係る事務が適切に行われているかを確認する公益上の必要性があると主張しているが、本件処分において非開示とした情報を公開することによる個人または法人の不利益を上回って開示するまでの公益上の理由は認められないため、条例第7条第2号ただし書き及び第3号ただし書きには該当しないと判断した。

6 審査会の判断

実施機関は、本決定で条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当するとして非開示としたが、弁明書において同条第3号（法人情報）にも該当するとして非開示理由の追加をしたいとしている。

開示決定等に係る理由の付記は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、それに対する審査請求に便宜を与えることを目的としているものであることからすれば、実施機関は開示決定時において十分検討した上で理由を付記すべきである。しかしながら、審査請求を受けた実施機関として、当該決定の当否を判断するにあたり、非開示理由を改めて検討することは不当なこととは言えず、決定通知書に理由が一旦付記された以上、当該理由以外の非開示理由の存在を主張することが許されないこととなるとまでは解されない。また、実施機関の弁明書について、審査請求人にはその反論の機会が十分に付与されていたことを考慮すれば、非開示理由の追加を認めても不合理とはいえない。

よって、非開示理由の追加を認め、以下のとおり判断する。

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の該当性について

実施機関が本決定において本号に該当するとしたのは、本件非開示情報のうち、還付対象者が個人の場合のものである。

実施機関によると、①本件対象公文書において郵便番号を開示していることから、登録番号を開示すると、郵便番号から割り出した地域に赴けば所有者が特定される可能性が高いこと、②所有者が特定されると、税情報というプライバシー性の高い情報が明らかになってしまうことを理由に当該情報について非開示と判断したとのことであった。

これに対し、審査請求人は、登録番号は車両のナンバープレートにより公になっており、また、現在では所有者を問い合わせることはできない旨主張する。しかしながら、本件対象公文書では、開示されている郵便番号により市町区域内の町又は字までが判明していることから、非開示とされている登録番号を開示した場合、例えば自宅に駐車している車両の登録番号と開示された登録番号を照合することにより、所有者個人又は所有者の自宅が特定される可能性は十分にあり得るものと考えられる。

さらに、本件対象公文書では、「還付（延滞金）」の金額が開示されており、税の滞納の有無というプライバシー性の高い情報が明らかになることから、当該個人が特定され、又は所有者個人の特定には至らずとも住所が特定されることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、本号本文に該当すると認められる。

また、本件対象公文書が、既に納付された税等の還付に関する情報であることに鑑みると、これらの情報を開示するまでの公益性は認められず、本号ただし書には該当しない。

(4) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業

活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができるものと定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる影響から県民等の生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、開示が義務づけられることになる。

(5) 条例第7条第3号（法人情報）の該当性について

実施機関が本決定において本号に該当するとしたのは、本件非開示情報のうち、還付対象者が法人の場合のものである。

実施機関によると、個人の場合と同様に、郵便番号から割り出した地域に赴けば所有者である法人が特定される可能性が高く、そこから当該法人の還付対象車両に関する税額や納付状況、自動車という資産の保有状況など財務状況に密接な関係を有する情報が明らかとなることなどから、当該法人の競争上の地位または正当な利益を害するため非開示と判断したとのことであった。

当該法人が還付対象車両を所有しているという事実は、法人の資産情報ではあるものの、単に一部の車両の所有状況が明らかになるに過ぎず、競争上の地位又は正当な利益を害するとまでは言い難い。しかしながら、本件対象公文書においては、「還付（延滞金）」の金額が開示されており、本件非開示情報を開示すると、当該法人の税の延滞という事実が明らかになる。公表されていない延滞の事実は法人の内部管理情報であるとともに、判明すると取引先や融資元から取引条件の変更や取引の停止を求められるなどの重大な不利益をもたらす可能性があるため、本号本文に該当するとして当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、本件対象公文書が、既に納付された税等の還付に関する情報であることに鑑みると、これらの情報を開示するまでの公益性はなく、本号ただし書にも該当しない。

なお、個人が自動車を事業の用に供しているかは、車両登録番号からは判断することができず、基本的には条例第7条第2号で判断することとなるが、事業を営む個人の事業に関する車両であることが明らかなものがあったとしても、上記の判断により実施機関の判断は妥当であると考ええる。

(6) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 4 . 4	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 6 . 5 . 1 5	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 7 . 2 4	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 6 年度第 4 回第 2 部会)
R 6 . 8 . 2 8	・ 審議 (令和 6 年度第 5 回第 2 部会)
R 6 . 9 . 2 5	・ 審議 ・ 答申 (令和 6 年度第 6 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。